

安平町森林整備計画書（案）に対する意見の概要

1. 募集期間 平成28年2月8日（月）～平成28年3月4日（金）の26日間
2. 提出者数 2件（個人2件、団体・法人0件）
3. 提出項目数 6項目（ほぼ同じ内容のものは一つの項目とする）
4. 公表の方法 安平町ホームページ、広報あびら（H28年4月号）、縦覧（H28年4月1日から公表）
5. 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出意見の概要
1 趣旨を取り入れているもの	1	<ul style="list-style-type: none"> ○森林は、一度伐ったら何十年も元に戻らない大切な時間のかかる資源である。 ○お金だけで判断されずに管理・保存される必要があると感じる。 ○石油エネルギーに代わる自然エネルギーとしての活用を視野に入れる。 ○持続可能に永続的に更新できるよう、伐採計画をしっかりできる森林管理官という職業をつくり、森林資源を活かしていく必要がある。
2 趣旨の一部を取り入れているもの	0	
3 修正するもの	0	
4 今後の検討課題等	5	<ul style="list-style-type: none"> ○原野商法で分譲された土地がたくさんある。その土地の森林はどのようにすれば守ることができるのか。 ○北海道は開拓の歴史が浅く、希少な植物がたくさんある。また、森林は人間以外の生き物の大切な棲家。使い尽くすことなく活用。 ○また貴重な動植物は保存できるようにしていく。 ○10年前の計画の焼き直しの感がある。 ○森林計画は不変で長期継続していく部分が大半であることは理解できるが、町の総合計画の前提となっている人口減少・地方創生などの時代変化を読み込んだ計画が必要ではないか。 ○安平町の森林の現状にはどんな問題点があるのかが記述されていないので、町民としては課題共有ができないのではないか。 ○町としては課題認識されているのか？ ○目に触れる限りではあるが、森の中に倒木が放置されていて残念に思う。 ○資源として利用できないのかと考えてしまう。 ○保健文化機能の項で抽象的に少しふれられているが、更に幅広く、町の産業振興も視野に入れた先進的な森林活用方法を研究すべきではないか。
合 計	6	

安平町森林整備計画書（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理結果

処理の結果の凡例及び項目数【 6項目（ほぼ同じ内容のものはひとつの項目として取り扱い）】

- | | |
|-------------------|-----|
| 1：趣旨を取り入れているもの | 1項目 |
| 2：趣旨の一部を取り入れているもの | 0項目 |
| 3：修正するもの | 0項目 |
| 4：今後の検討課題等 | 5項目 |

番号	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
1	I 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2 森林整備の基本方針	<p>森林は一度切ったら何十年も元に戻らない大切な時間のかかる資源であるので、お金だけで判断されずに管理・保存される必要があると感じます。</p> <p>また、石油エネルギーに代わる自然エネルギーとしての活用を視野に入れて、持続可能に永続的に更新できるよう、伐採計画をしっかりとできる森林管理官という職業をつくり、森林資源を活かしていく必要があると思います。</p>	1	<p>本計画書は、森林の基本的な整備の指針のみであります。また、森林面積(9,635ha)が本町の面積(23,713ha)のうち、41%を占めています。その中でゾーニングという区分けをして、町内全域の森林については、「公益的機能別森林(18%)」と「木材等生産林(82%)」にわけて、ゾーニング毎に施業方法を定め指導していくこととしています。</p> <p>木材等生産林については、伐採後植栽するなど指導していくよう記述しています。</p>
2	全般	<p>原野商法で分譲された土地がたくさんあるとの事ですが、その土地の森林はどのようにすれば守ることができるのでしょうか。</p> <p>北海道は開拓の歴史が浅く、希少な植物がたくさんあります。また、森林は人間以外の生き物の大切な棲家です。使い尽くすことなく活用できるよう、また貴重な動植物は保存できるようにしていきたいです。</p>	4	<p>意見のあった内容は、宅地上での森林としての取り扱いとなります。現状では、森林法に属する「山・林地」での分譲地が無く、ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、本計画書では公益的機能別森林の内訳で「保健文化機能：生物多様性ゾーン」があり、そのような林分があれば「保護地域タイプ」に指定し保護することが可能です。</p> <p>よって、貴重な動植物があれば「生物多様性保全の森林」として設定し、生息等に関する情報は十分に留意しなければなりませんので、保存等、守っていきます。</p>

3	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>2 森林整備の基本方針</p>	<p>10年前の計画の焼き直しの感があり、当然森林計画は不変で長期継続していく部分が大半であることは理解できますが、町の総合計画の前提となっている人口減少・地方創生などの時代変化を読み込んだ計画が必要ではないか。</p>	4	<p>ご指摘のとおり、特段の計画の変更はありません。今回の「森林整備計画」については、10年を一期とする前半5年間が経過し、見直し樹立を行ったものです。</p> <p>平成26年度から林業普及指導職員のコーディネートにより、地域関係者の合意形成のもと、地域の問題、課題等を把握・共有するなど、優先的に取り組む課題を設定し、取り組み始めたばかりであり、これらの取り組みを5ヵ年実施しますので、次回の計画樹立時には、計画に反映したいと考えています。</p>
4	全般	<p>安平町の森林の現状にはどんな問題点があるのかが記述されていないので、町民としては課題共有ができないのではないかと。町としては課題認識されているのか？</p>	4	意見その3と同様です。
5	全般	<p>目に触れる限りではあるが、森の中に倒木が放置されていて残念に思う。</p> <p>資源として利用できないのかと考えてしまう。</p>	4	<p>森林所有者の方が自家用で活用していただくよう働きかけます。</p> <p>また、森林の中に進入する場合、第三者が倒木を搬出するときに、立木に傷を付ける危険性があります。</p>
6	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>3 森林施業の合理化に関する基本方針</p>	<p>保健文化機能の項で抽象的に少しふれられているが、更に幅広く、町の産業振興も視野に入れた先進的な森林活用方法を研究すべきではないか。</p> <p>例えば ・ 森林バイオマスエネルギー分野 ・ きのこと、山菜など食料生産分野 ・ 薬用植物などバイオ関連分野 ・ 道の駅など町の観光政策と連動したレクリエーション分野（バードウォッチング・トレッキングなど）</p>	4	<p>その1でも述べましたが、本計画書は一般的な技術指針だけを定めたものであり、安平町総合計画の基本計画に定めるマスタープランとリンクしつつ、町としても大変興味のある話題でもありますので、今後関係機関と連携し前向きに検討していきたいと思えます。</p>